

Interview

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

住友化学における 製品カーボンフットプリント算定の取り組み ～算定ツール「CFP-TOMO®」の紹介と 化学産業における動向を交えて～

住友化学(株)
レスポンシブルケア部
環境・気象変動対応
真鍋 沙希 (まなべ さき)



CFP算定ツールCFP-TOMO®の開発を
担当された真鍋氏

カーボンニュートラルの実現が喫緊の課題であるなか、サプライチェーンにおける正確な情報の伝達はますます重要なものになってきています。本号ではサプライチェーンの上流である化学メーカー、住友化学のCFP算定の取り組みを同社レスポンシブルケア部の真鍋氏から伺いました。住友化学開発のCFP算定ツールCFP-TOMO®や、化学産業におけるガイドラインの策定等についても紹介いただきましたので、ぜひご参考になさってください。

住友化学のカーボンニュートラルに向けたグランドデザイン

—— 本日はCFP算定をテーマとして、住友化学様の取り組み、あわせて化学産業全体での動向についても伺いたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。はじめに、真鍋様の自己紹介をいただけますでしょうか。

真鍋 こちらこそ本日はよろしくお願ひします。

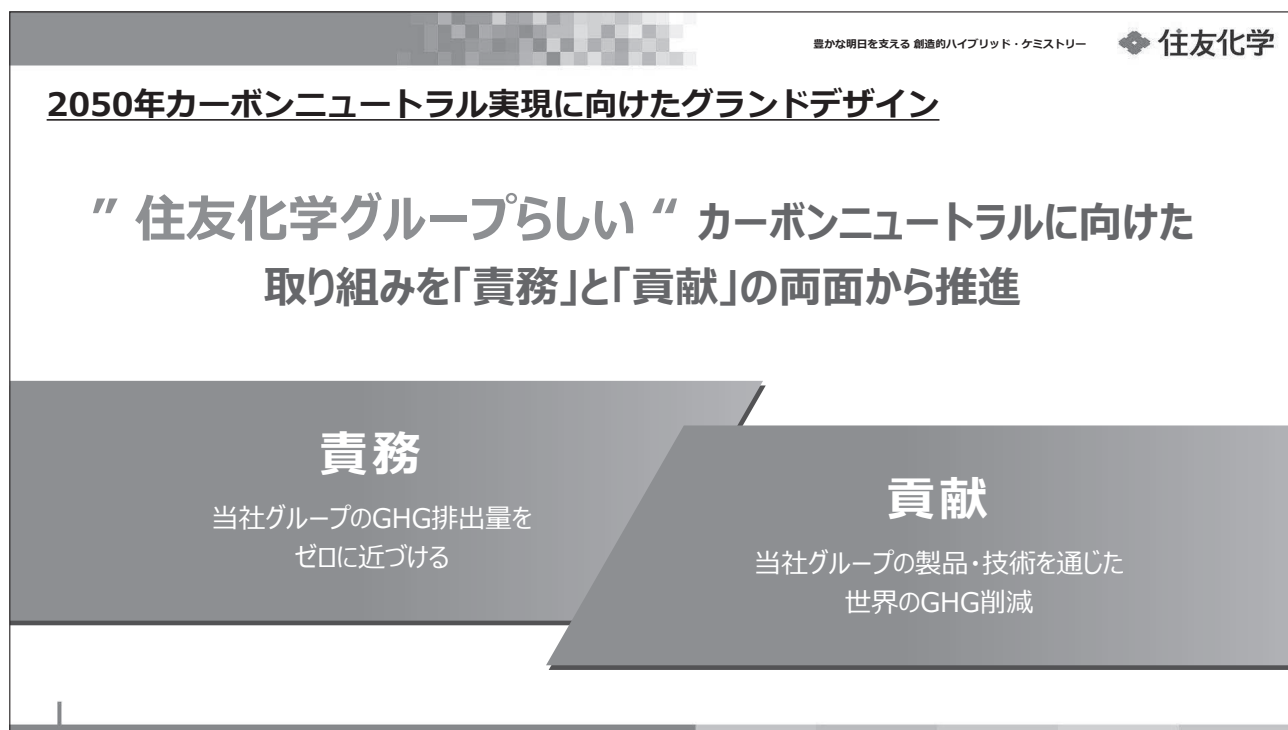
わたしは住友化学のレスポンシブルケア部に所属しております。環境・気候変動対応関連の業務に携わっています。なかでもライフサイクルアセスメント(LCA)や製品カーボンフットプリント(CFP)関係の業務、当社グループ全体のGHG排出量の集計に従事しています。また、後ほどご紹介しますが、当社のCFP算定ツールであるCFP-TOMO®の開発担当でもあります。

— つづいて、御社がCFP算定を開始された背景について教えていただけますでしょうか。

真鍋 やはり「カーボンニュートラルに向けて」ということが大きな契機となりましたので、始めに当社のカーボンニュートラルに向けた取り組みについてお話させていただきます。当社では2021年末にカーボンニュートラルに向けたグランドデザインを策定しています。そこでは“住友化学グループらしい”取り組みとして、「責務」と「貢献」の両面からのカーボンニュートラルの推進を掲げています(図表1)。「責務」については当社グループのGHG排出量をゼロに近づけるといふもので主にグループ内での取り組みであり、「貢献」については当社グループの製品・技術を通じて世の中でのGHGを削減していくというグループ外へ向けた取り組みです。

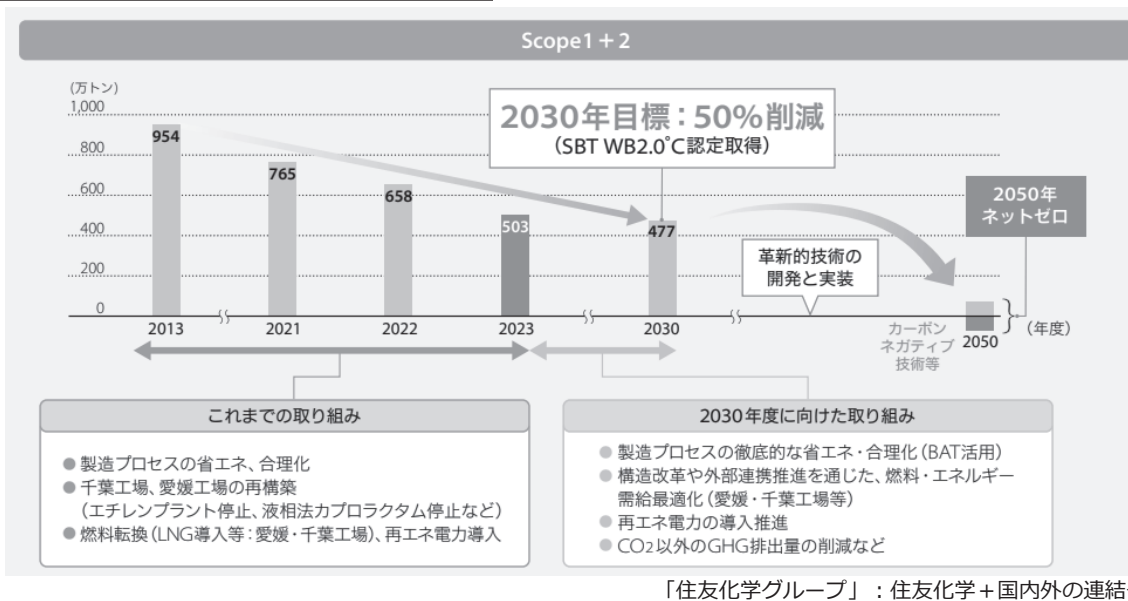
当社で掲げているGHG削減目標はこちらのとおりです(図表2)。2030年までに50%削減をし、2050年にはネットゼロとなるように取り組みを進めているところです。なお、当社は2018年に総合化学企業として世界ではじめてSBTイニシアチブの認定を取得しており、2021年12月には、2030年度までのGHG排出量の削減目標^{※1}を大幅に上積みし「Wellbelow 2℃」であらためて認定を取得しました。

※1 30年度までにグループのGHG排出量(Scope1+2)を2013年比で50%削減。30年度までにグループ主要会社のGHG排出量(Scope3(カテゴリ1+3))を2020年度比で14%削減。



図表 1

GHG削減目標（住友化学グループ）



図表 2

住友化学におけるCFP算定の取り組み

— どうもありがとうございます。それでは御社のCFP算定の取り組みについて伺っていきたく思います。

真鍋 カーボンニュートラルを実現するためには、サプライチェーン全体での削減を進めていく必要があります。個々の企業の取り組みだけでは達成できるものではないことから、徐々に川下企業からCFP関連のお問い合わせをいただく機会が増えてきました。CBAM(炭素国境調整メカニズム)や、電池規則といったように、欧州を中心に予てから進められているGHG関係の規制強化の動きも背景にあると考えられます。そうしたことが、当社の取り組みの背景になっています。

加えて、低炭素製品の開発のためには、ライフサイクルのどこで排出量が多いのか(LCAの用語ではホットスポットといいます)を解析しなければなりません。そのために、指標として製品のCFPが必要になってきたということもあります。

— CFP関連のお問い合わせについてですが、たとえばどのような内容なのでしょう。

真鍋 サプライチェーンの下流企業において最終製品のCFPを算定するために、原料のCFPデータをお問い合わせいただくことが多いです。また、組織のScope 3(図表 3)算定のためにお問い合わせいただくケースもあります。自社の削減だけでなく、サプライチェーン全体で排出量を削減していくために、CFPデータのやり取りが活発になっていると感じています。

— 真鍋様はGHG排出量の集計を担当されているとの自己紹介をいただきました。データを提供する側として気をつけていることなどはありますか。

真鍋 わたし自身は各工場のエネルギー関係の担当者ともよく議論して実態に即したデータを集められるように心がけています。当社へのお問い合わせに対しては、CFP算定の結果や、どういう条件での数字かという概要について、正確にお伝えするようにしています。

特集 1

トランプ新政権の環境・エネルギー政策とわが国に求められる対応

(株)日本総合研究所

調査部 研究員

梶野 裕貴 (とがの ゆうき)

はじめに

2024年11月5日に行われた米大統領選挙では、共和党のドナルド・トランプ氏が勝利した。同時に行われた連邦議会選挙でも、共和党が上下両院ともに過半数を確保する「トリプルレッド」となったことで、トランプ氏が選挙中に掲げた政策が概ね実現可能な環境

になった。とりわけ、気候変動に懐疑的なトランプ氏の公約などを踏まえると(図表1)、米国の環境・エネルギー政策は大きく転換する可能性が高い。主な政策変更として、①国際連携からの離脱、②環境規制の緩和、③インフレ抑制法(IRA)の修正、の3点が挙げられる。

図表1 トランプ新政権で想定される政策変更

大統領権限で実現可能	■ 国際連携からの離脱 ✓ パリ協定から再び離脱 ✓ 緑の気候基金への30億ドルの資金拠出を撤回
	■ 環境規制の緩和 ✓ 自動車のGHG排出規制や燃費規制を緩和 ✓ 火力発電所のGHG排出規制を緩和 ✓ 原油・天然ガスを増産するため、連邦政府による化石燃料関連プロジェクトの承認を迅速化 ✓ 液化天然ガス(LNG)の輸出審査を再開 ✓ 連邦レベルの気候関連情報開示規制を撤回 ✓ 年金運用等におけるESG投資を禁じる大統領令を発出
議会の協力が必要	■ 行政府の人事 ✓ エネルギー省や環境保護庁の長官等に気候変動懐疑派の人物を任命
	■ インフレ抑制法(IRA)の修正 ✓ EV購入に対する税控除を縮小 ✓ 再エネ発電・蓄電池導入に対する税控除を縮小 ✓ 住宅への再エネ・省エネ機器導入に対する税控除を縮小 ■ ESG投資を恒久的に禁じる法の制定 ■ 化石燃料生産者に対する減税

(資料) トランプ氏HP、共和党政策綱領、各種報道を基に日本総研作成

1. 国際連携からの離脱

まず、米国が気候変動に関する国際連携から離脱することが考えられる。トランプ氏は、パリ協定から再び離脱する公算が大きい。同氏は、前任時にもパリ協定から離脱しているが、前回の離脱では、パリ協定のルールに①発効(2016年11月)から3年間は離脱を通告できない、②離脱が効力を有するのは通告から1年後、という規定があるため、離脱を通告したのは2019年11月、実際に離脱したのは2020年11月であった。そして、2020年11月の米大統領選挙でトランプ氏が敗北し、次のバイデン政権が2021年2月にパリ

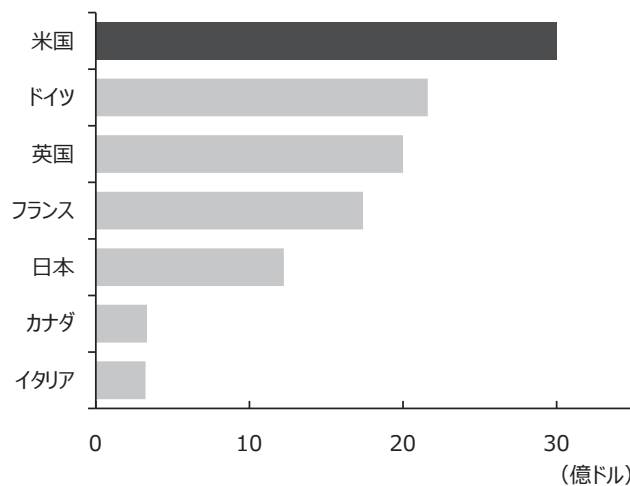
協定に復帰したため、離脱期間は数カ月にとどまった(図表2)。しかし、前回と異なり、今回は①の制約がないため、2025年1月20日の就任直後に通告を行えば、2026年1月には離脱が実現することになり、離脱期間は短くとも3年以上になるとみられる。

さらに、トランプ氏は、途上国の気候変動対応を支援する「緑の気候基金(GCF)」への資金拠出を撤回する可能性も高い。GCFが2024～27年に拠出する予定額の国別構成比をみると(図表3)、足元で米国は最大の資金拠出国であり、その穴埋めは容易ではなく、他の先進国の負担が重くなったり、途上国向け支援全体が滞る恐れもある。

図表2 トランプ政権によるパリ協定離脱のスケジュール



(資料) 日本総研作成



(資料) Green Climate Fundを基に日本総研作成

(注) 2024～27年の拠出表明額(第2次増資)。

図表3 緑の気候基金(GCF)に対する国別拠出表明額(上位7カ国)

特集 2

インドネシアにおけるハラール認証の動向と 日本企業の対応について

弁護士 馬居 光二 (うまい こうじ)

1. 最初に

イスラム教徒が人口のおよそ87%を占めるインドネシアではハラール(イスラム教で許されたもの)製品に対して消費者の需要が高い。当該需要に応じる形で、政府は国内のハラール産業の活性化等を意図して2014年にハラール製品保証法を制定し、その後も、法改正及び関係法令の整備を進めている。他方で、法令改正に実務が追いついていない現実もあるところ、本記事では、インドネシアのハラール認証制度に関する概要及び現状について記載した上で、今後の動向及び日本企業が注意すべき点について検討する。

2. ハラール及びノンハラール

そもそも、ハラールとは、下記コーランのスーラ・アル・マイダの第3節に記載された下記の記載に基づく教義を意味する。

بِهِ اللَّهُ يَغْيِرُ أَهْلًا وَمَا الْخِنْزِيرُ وَلَحْمٌ وَالدَّمُ الْمَيْتَةُ عَلَيْكُمْ حَرْمَةٌ

訳: 死肉、血、豚肉はあなたがたに禁じられている。
アッラー以外の名において屠られたものは、あなたがたに禁じられている。

当該教義に基づき、イスラム教徒は、教義で許されたもの、すなわちハラール製品のみを使用、消費することができる。もっとも、上記のように、コーランにおいて、何がハラールに反するかが詳細に定められているわけではないため、実際にはイスラム教の宗派、イスラム教団体、家庭、最終的には、個人にその判断が委ねられている。

また、ハラールは単に製品の材料のみではなく、当該製品の製造過程にも及ぶ。具体的には、ハラール製品の製造場所、施設、設備、加工、保管、包装、流通、販売は、ハラール以外の製品のそれとは区別される必要がある。さらに、ハラール製品の製造施設は、不純物やハラール以外の材料が混入しないよう、清潔で衛生的に維持されなければならないとされる。さらに、摂取すると酩酊状態を引起こしたり、人間の健康に悪影響を及ぼす動植物はハラム(ハラールでないもの/ノンハラール)に分類され、宗教大臣の下で、ハラールと見なされない動植物の種類に関して情報が提供されている。

3. ハラール認証とは

上記のように、ハラールは単に材料のみではなく、製品の製造、流通の全過程を対象としているところ、現代の多様化された流通、小売産業下において、流通す

るすべての製品について各消費者がハラール適合性を判別することは、ほぼ不可能である。そのため、これらを公に認証、表示することで、消費者が安心して製品を消費することが可能となり、事業者も、ハラール表示によって製品の価値を高めることができるため、経済の活性化にも資するというのがハラール認証制度の趣旨である¹⁾。

同認証制度については、従前、国内の各イスラム教団体によって構成されるインドネシア・ウラマー評議会(Majelis Ulama Indonesia:MUI)が行っていた。もっとも、上記のようにハラール認証制度は国民の生活及びインドネシア経済そのものに大きな影響を及ぼすものであるため、政府が同規則を監視する必要性が主張されていた。そこで、2014年に政府は新たに法令を施行し、ハラール認証の発行権限を宗教大臣直轄の組織であるハラール製品保証実施機関(Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal:BPJPH)に移管する旨を決定した。もっとも、ハラール自体は宗教上の教義に基づく定めであるため、ハラールに適合しているか否かの判断自体はMUIに残される形となっている。そのため、同法では、ハラール証明書とは、「BPJPHがMUIの発行したファトワ²⁾に基づいて、製品のハラール適合性を承認したことを証するもの」と定義されている³⁾。

4. ハラール認証と、インドネシアにおける法律の枠組みについて

前述のように、政府は2014年に法令を施行し、ハラール認証制度を政府主導で行う形に刷新した上で、手続の明確化を期して下記複数の規則を施行している。同制度は現在も全般的な運用に至るまでの移行期にある。現在までに施行された規則のうち、特に重要な規則の概要を記載する。

(1) ハラール製品保証に関する法律2014年33号

ハラール認証に関して、製品製造過程の複雑化、高度化により、故意か否かを問わずハラールとノンハラールが

混ざる危険が高まっていること等の状況を受けて制定された法律である。同法により、ハラール認証の発行権限はBPJPHに移管された⁴⁾。ただし、ハラール適合性の判断は継続してMUIが行うこととされている⁵⁾。さらに、具体的な製品のハラール適合性に関する検査、試験はハラール検査機関(Lembaga Pemeriksa Halal:LPH)がこれを行う旨が規定された⁶⁾。その上で、これまで任意であったハラールのラベル添付を義務付けるとともに、ノンハラール(Tidak Halal)の製品についてもラベルの添付を義務付けた⁷⁾。さらに、事業者の義務として、ハラール生産プロセス(Proses Produk Halal:PPH)に責任を持つ社内責任者であるハラール管理者(Penyelia Halal)の設置が義務付けられた。また、BPJPHとの相互承認を行った外国の機関によるハラール認証については、インドネシア国内でもハラール認証取得義務が満たされる旨が規定されている⁸⁾。さらに、ハラール・ノンハラールラベルの添付やハラール製品の製造プロセスの違反等を行った場合には行政罰を、ハラール認証取得業者が認証取得後にハラール適合性を維持しない場合や、ハラール認証プロセスの運用に関与する者が事業者から開示された機密を漏洩するような場合には、刑事罰が規定されている⁹⁾。

(2) ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則2024年42号(2024年10月17日施行)

上記法律2014年33号の施行規則として政府規則2019年31号が制定され、さらにその後制定された雇用創出に関する法律2020年11号(いわゆるオムバス法)の施行規則として、政府規則2021年39号が施行された。政府規則2021年39号は、前述の法律2014年33号を具体化するために、BPJPH、MUI、LPHそれぞれの役割や、後述のハラール認証申請手続を包括的に定めている。さらに、ハラール認証は対象となる品目が多岐にわたるため、義務化を段階的に行う必要があるとして、後述のような、製品ごとの対応期限が定められた¹⁰⁾。

同規則を踏まえ、新たな体制でハラール認証手続がス



企業に求められるネイチャーポジティブと TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)とは

(株)ニューラル チーフコンサルタント

菊池 尚人 (きくち なおと)

現在多くの企業に取り組んでいるカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー、SDGsに向けた活動に加えて、今後は「ネイチャーポジティブ」も企業に求められる1つとなります。今回はこのネイチャーポジティブについて解説いただいています。ネイチャーポジティブが求められる背景やネイチャーポジティブに向けたタスクフォースの概要、そして今後の企業対応のポイントなどをお教えいただきました。

はじめに

世界中で気候変動に対する問題意識が高まる中、カーボンニュートラルと並行して「ネイチャーポジティブ」という概念にも注目が集まってきている。本稿では、気候変動と密接に関連する「自然資本」「生物多様性」「生態系」等を紐解き、企業活動におけるネイチャーポジティブの意義や、自然関連の情報開示を求めるTNFDの概要について見ていきたい。

1. 企業活動におけるネイチャーポジティブ

1.1 ネイチャーポジティブとは

まずネイチャーポジティブとは、現在悪化の一途をたどる生物多様性の喪失を食い止め、自然環境

を改善することで上昇へと転換させることを指す。2020年を基準に2030年までに実質上昇へと転換させ、2050年までに自然を完全に回復させることが国際的な目標だ。

生物多様性条約は1993年に締結されたものの、長らく世間での関心が低かった。転換点となったのが生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)が2019年に公表した包括的な科学報告書¹⁾だ。IPBESは、生物多様性の喪失の直接的な原因として、土地・海域利用変化、乱開発、気候変動、汚染、侵略的外来種の5つを特定。人間社会が依存している生態系サービスが破壊されていることを科学的に示した。生態系サービスとは、自然環境が食料、原材料、浄水等をサービスとして人類に提供しているという捉え方だ。

～ 各社の化学物質管理 ～

第97回

ピジョンホームプロダクツ(株)における 医薬部外品・化粧品・洗剤の原料・化学物質管理

ピジョンホームプロダクツ(株) 開発部開発 2G

鈴木 利彦 (すずき としひこ)

ピジョン(株) SCM本部 品質管理部 商品保証グループ

的場 淑恵 (まとば よしえ)

1. はじめに

弊社は、ピジョン株式会社のグループ会社として医薬部外品、化粧品、洗剤の製造販売、企画開発、受託製造・販売(バルク製造・充填・包装)をしている会社である。弊社が製造、販売している商品には様々な化学物質を利用している。化学物質は便利で快適な生活をする上で欠かせないものであるが、適切に管理しなければ、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあるものである。そのため、関連法規を遵守することに加え、販売国の規制や自社の管理基準に基づき、原料ならびに製品含有化学物質管理に取り組んでいる。本件について、基礎から説明していく。

2. 商品の分類

弊社が主に開発、製造、販売している医薬部外品、化粧品、洗剤の法律上の商品について説明する。医薬部外品と化粧品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法または薬機法)」の薬機法第2条に、洗剤は「家庭用品品質表示法」雑貨工業品の中の「合成洗剤」に下記の通り定義されている。

<医薬部外品>

医薬部外品とは、次に掲げる物であって人体に対する作用が緩和なものをいう。

月刊

化学物質 管理

Vol.9

2024.8~2025.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)

I S S N : 2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構